

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年4月25日提出
【発行者名】	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-4223-3037
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	三菱UFJ DCジャパン ESGセレクト・リーダーズインデックス
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （1）【ファンドの名称】

三菱UFJ DCジャパン ESGセレクト・リーダーズインデックス（「ファンド」といいます。）

◆当ファンドは「サステナブル・ファンド」です。サステナブル・ファンドとは、ファンドの投資判断プロセスにおいてESG要素を主要とし、環境や社会の課題解決・改善に寄与する企業等への投資を行い、お客さまの資産形成および持続可能な社会の実現に貢献するファンドとして、三菱UFJアセットマネジメントが定めたファンドをいいます。サステナブル・ファンドへの認定および除外は今後見直す場合があります。

詳細については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

(<https://www.am.mufg.jp/corp/sustainability/sustainability.html>)

当ファンドの具体的な投資対象・投資手法等については、本書の特色をお読みください。

□ ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったものです。

### （2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （3）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### （4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

### （5）【申込手数料】

ありません。

### （6）【申込単位】

1円以上1円単位

（7）【申込期間】

2025年 4月26日から2026年 4月24日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（8）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みに限り取り扱うものとします。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

（9）【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（11）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、MSCI ジャパン ESGセレクト・リーダーズ指数（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

**商品分類表**

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MRF	特殊型
		その他資産 ( )		
	内外	資産複合	ETF	( )

**属性区分表**

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ( )	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本			TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	北米				
中小型株	年6回 (隔月)	欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (MSCI ジャパン ESGセレクト・リーダーズ指数(配当込み))	ロング・ショート型／絶対収益追求型
債券		アジア				
一般	年12回	オセアニア				
公債	(毎月)	中南米				
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他 ( )	中近東 (中東)				
クレジット		エマージング				
属性 ( )						その他 ( )
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))						
資産複合 ( )						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源

泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

### 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	M MF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「M RF及びMMFの運営に関する規則」に規定するM MFをいいます。
	M RF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「M RF及びMMFの運営に関する規則」に規定するM RFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ペア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### [ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数(配当込み)に連動する投資成果をめざします。

## ファンドの特色

### 特色1

MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数(配当込み)に連動する投資成果をめざして運用を行います。



ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったものです。

- MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数(配当込み)をベンチマーク(以下「対象インデックス」という場合があります。)とします。

### 「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数(配当込み)」について

MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、MSCI ESGリサーチが提供する企業格付けと調査を利用し、業種内において相対的にESG(環境、社会、ガバナンス)評価が優れた企業で構成されています。

MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数は、親指数(MSCIジャパンIMI指数)構成銘柄の中から、親指数における各業種分類の時価総額50%を目標に、ESG評価に優れた企業を選別して構築される指數です。この選別手法により、ESG評価の高い企業を選ぶことで発生しがちな業種の偏りが抑制されています。

MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

### ■「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数(配当込み)」をファンドの連動対象指数とした理由

MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数は、親指数(MSCIジャパンIMI指数)構成銘柄の中から、各業種内において相対的にESG評価の高い銘柄をその業種の時価総額50%をカバーするよう構築されています。

相対的にESG評価の高い銘柄を抽出しながらも、特定のテーマおよび業種の偏りがないような指數の構築プロセスが取られており、国内株式市場の値動きを概ねとらえつつ、ESG投資に関心のある投資家に向けて幅広く提供可能なファンドの連動対象指數として選定しました。

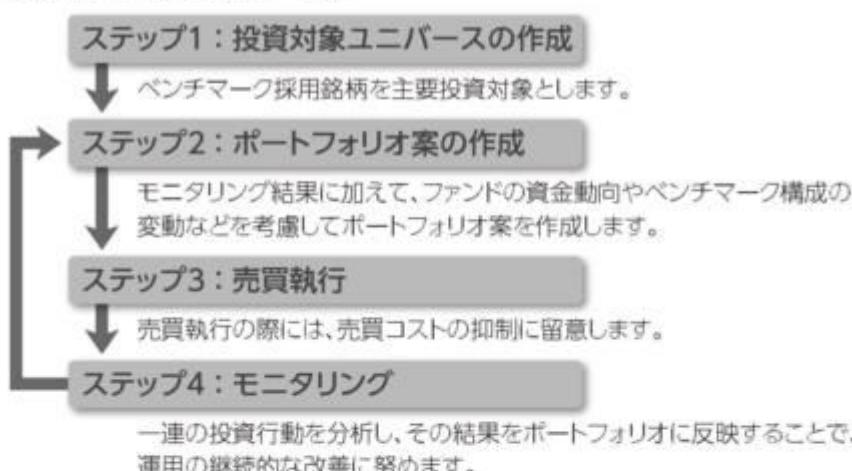
### 特色2

主としてわが国の株式に投資を行います。

- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

※実際の運用はジャパンESGセレクト・リーダーズインデックスマザーファンドを通じて行います。

## <運用プロセスのイメージ>



- 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。  
([https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html))

## ■委託会社のスチュワードシップ方針

委託会社はお客様から委託された資産の運用を行う立場として、投資先企業が株主利益を考慮して企業価値の向上や持続的な成長を果たすことに資するため、気候変動や人権・ダイバーシティ、ガバナンス体制などの投資先企業におけるESG課題を重視し、企業との「目的を持った対話」や明確な方針のもとでの議決権行使などのスチュワードシップ活動を実施します。

(ご参考)

委託会社のスチュワードシップ活動

[https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/responsible\\_stewardshipcode.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/responsible_stewardshipcode.html)

## 「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指標」について

### ■MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指標の構築プロセス



- 半期レビュー（毎年5・11月末）において、親指数の各業種における時価総額の50%を目標に一定の条件に従って銘柄を選定。
- 四半期レビュー（毎年2・8月末）において、継続組入条件を満たしていない既存構成銘柄を除外した上で、各業種分類時価総額の45%未満となる場合、一定の条件に従って50%の目標に達するまで新規採用。

\*MSCIジャパンIMI指数とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、わが国の金融商品取引所に上場する大型・中型・小型銘柄で構成されています。

### ■ESG適格基準

	内容	新規組入基準	継続組入基準
MSCI ESG格付け	<ul style="list-style-type: none"><li>ESGに関するリスクと機会への対応力を調査・分析</li><li>各企業に係る主要な問題への対応力を同業他社と比較</li><li>AAA～CCCの7段階で評価(BBは最上位から5番目、Bは6番目)</li></ul>	BB以上	B以上
不祥事スコア	<ul style="list-style-type: none"><li>各企業の事業、製品やサービスがESGにネガティブな影響を与える不祥事の深刻度やその解決のための対策を0～10で評価(0が最低評価)</li></ul>	3以上	1以上

## ■ MSCI ESG格付けの評価項目(ご参考)

### ●環境(Environment)

地球温暖化 二酸化炭素排出、 環境配慮融資など	自然資源 水資源枯渇、 生物多様性と土地利用など	廃棄物管理 有害物質と廃棄物管理、 包装材廃棄物など	環境市場機会 クリーンテクノロジー、 再生可能エネルギーなど
-------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	--------------------------------------

### ●社会(Social)

人的資源 労働マネジメント、 労働安全衛生など	製品サービスの安全 製品安全・品質、 製品化学物質安全など	ステークホルダーマネジメント 透明性のある物資調達、 コミュニティ関係	社会市場機会 金融へのアクセス、 ヘルスケアへのアクセスなど
-------------------------------	-------------------------------------	---	--------------------------------------

### ●ガバナンス(Governance)

コーポレートガバナンス 取締役会構成、 報酬など	企業行動 企業倫理、 租税回避など
--------------------------------	-------------------------

\*産業により重要とされる項目が異なるため、全ての項目で評価するものではありません。

※ESG適格基準やMSCI ESG格付けの評価項目は、今後変更される可能性があります。

※MSCI Inc.の資料を基に三菱UFJアセットマネジメントが作成

## ■ ファンドの仕組み

運用は主にジャパンESGセレクト・リーダーズインデックススマザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式へ投資するファミリーファンド方式により行います。



## ■ 主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

■分配方針

- 年1回の決算時(1月26日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
  - 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドは、MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に開与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推薦、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。MSCI Inc.およびMSCI指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に開与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に開わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に開与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に開与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に開与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に開連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係した他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係した他の当事者は、明示的にも默示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係した他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関する責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに關し、MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係した他の当事者は、明示的、默示的な保証を行ふものではなく、かつMSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係した他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行ふものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係した他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、宣賣、または宣伝するためにいかなるMSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または普及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc.の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

2020年8月31日

### 設定日、信託契約締結、運用開始

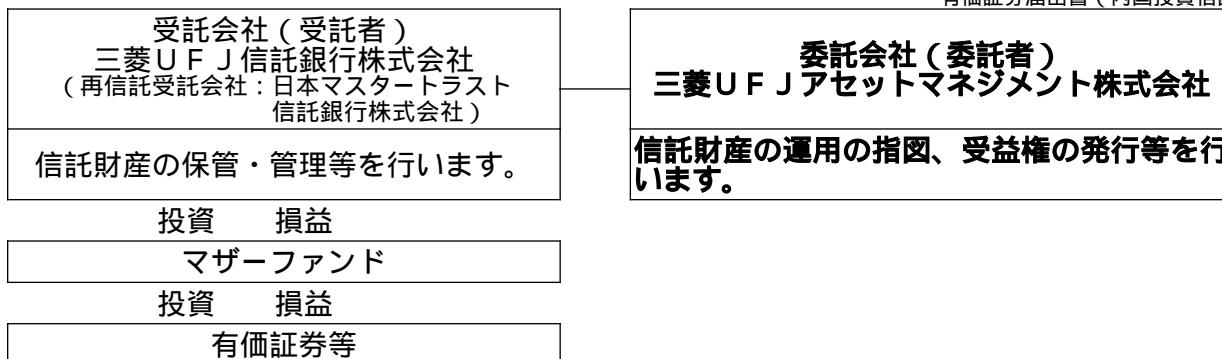
### ( 3 ) 【ファンドの仕組み】

### 委託会社およびファンドの関係法人の役割

## 投資家（受益者）

## お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金	収益分配金、解約代金等



### 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

### 委託会社の概況（2025年1月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日  
1985年8月1日
- ・資本金  
2,000百万円
- ・沿革
 

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
2023年10月	エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 2 【投資方針】

### （1）【投資方針】

ジャパンESGセレクト・リーダーズインデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式に直接投資することがあります。

ジャパンESGセレクト・リーダーズインデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に投資を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## （2）【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

　a．有価証券先物取引等

　b．スワップ取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

### 有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするジャパンESGセレクト・リーダーズインデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11．コマーシャル・ペーパー

12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）  
　および新株予約権証券

13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1．から12．の証券または証書の性質を有するもの

14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるもの以外のもの

16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16.において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）  
なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- 金融商品の指図範囲**  
この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの
- その他の投資対象**  
信託約款に定める次に掲げるもの。
- 外国為替予約取引

#### <ジャパンESGセレクト・リーダーズインデックススマザーファンドの概要>

##### (基本方針)

この投資信託は、MSCI ジャパンESGセレクト・リーダーズ指数（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

##### (運用方法)

###### 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）を主要投資対象とします。

###### 投資態度

主として対象インデックスに採用されているわが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

株式の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

有価証券先物取引等を行うことができます。

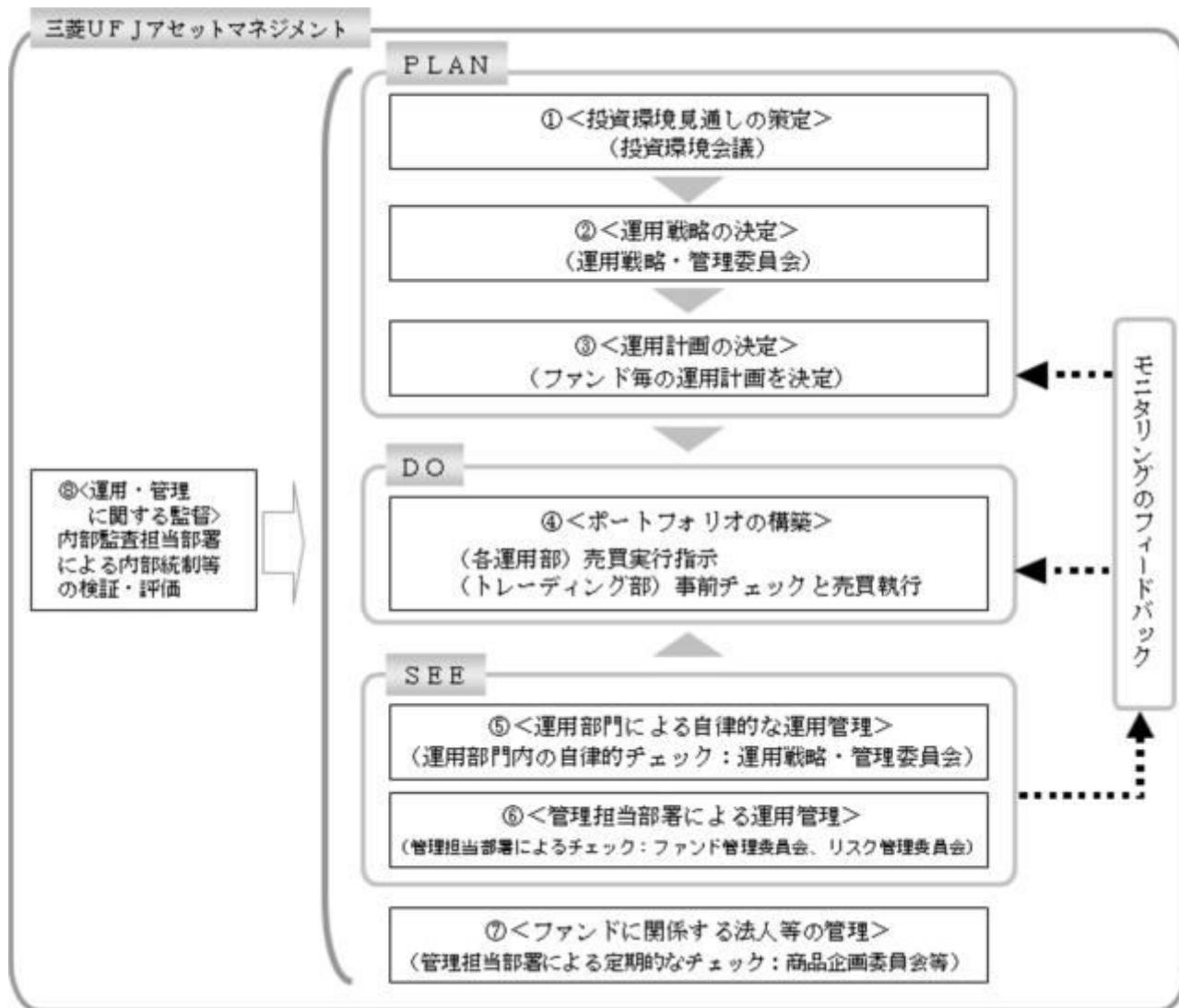
スワップ取引を行うことができます。

外国為替予約取引を行うことができます。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

### (3) 【運用体制】



#### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

#### 運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、 で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

#### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

#### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### 運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内の自律的牽制により運用改善を図ります。

#### 管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

#### ファンドに關係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 [https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

### （4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

### （5）【投資制限】

#### <信託約款に定められた投資制限>

##### 外貨建資産

- a . 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### 新株引受権証券および新株予約権証券

- a . 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### 投資信託証券

- a . 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等

され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a.およびb.において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### 同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

#### 信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（5.に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### 外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益

証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

- d . b . の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 公社債の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b . a . の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、b . の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

#### 資金の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c . 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### 投資する株式等の範囲

- a . 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b . a . の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

#### 有価証券の貸付

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図することができます。
- 1 . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2 . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b . a . に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c . 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

#### デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないことと

します。

#### 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### <その他法令等に定められた投資制限>

- 同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3 【投資リスク】

#### ( 1 ) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

( 主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。 )

価格変動 リスク	株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
信用リスク	株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まつた場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなることがあります。
流動性 リスク	株式を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

#### 留意事項

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- サステナブル・ファンドでは、投資対象銘柄の選択にESG評価を用いているため、ESG評価に基づく銘柄組入れおよび除外基準により、ファンドの主要投資対象市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また投資機会や投資対象となる銘柄が制限される場合があります。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに

相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・ファンドは、MSCI ジャパン ESGセレクト・リーダーズ指数（配当込み）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること等の要因によりカイ離を生じことがあります。

## （2）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

### コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

### リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

### 内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

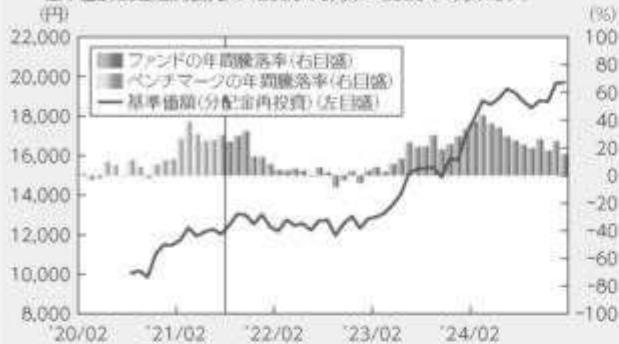
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2021年8月～2025年1月です。

ベンチマークの年間騰落率は、2020年2月～2021年7月です。

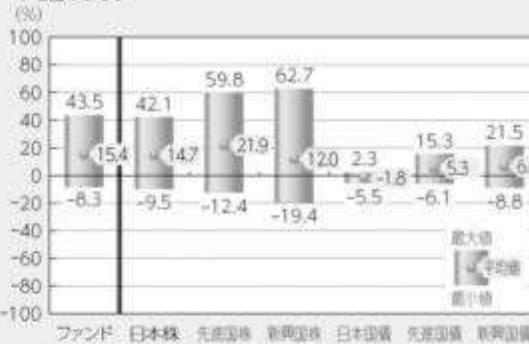
基準価額(分配金再投資)は、2020年8月末～2025年1月末です。



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年2月末～2025年1月末)

ファンドの年間騰落率はベンチマーク(2021年7月以前)の年間騰落率を含みます。



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

### 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指標名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指標値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリーリサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している我が国の代表的な国債バフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指標の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指標を用いて運用されるファンドの運用成績等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

ありません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

#### (2) 【換金(解約)手数料】

かかりません。

換金(解約)手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

#### (3) 【信託報酬等】

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.2365%（税抜0.2150%）以内の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)  
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期間の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.105%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.090%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.020%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

#### (4) 【その他の手数料等】

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

#### 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

## 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

## 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

## 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となつた場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

## 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2025年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年1月27日～2025年1月27日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.24%	0.24%	0.00%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5 【運用状況】

### 【三菱UFJ DCジャパンESGセレクト・リーダーズインデックス】

#### (1) 【投資状況】

2025年 1月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,299,670,710	100.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		114,503	0.00
純資産総額		2,299,785,213	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2) 【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

###### a 評価額上位30銘柄

2025年 1月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ジャパンESGセレクト・リーダーズインデックスマザーファンド	1,106,888,097	2.0497	2,268,821,587	2.0776	2,299,670,710	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

###### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 1月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

##### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### ( 3 ) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年1月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

( 単位 : 円 )

	純資産総額		基準価額 ( 1万口当たりの純資産価額 )	
	( 分配落 )	( 分配付 )	( 分配落 )	( 分配付 )
第1計算期間末日 (2021年 1月26日)	1,170,840	1,170,840	11,708	11,708
第2計算期間末日 (2022年 1月26日)	101,049,519	101,049,519	12,372	12,372
第3計算期間末日 (2023年 1月26日)	504,981,915	504,981,915	12,870	12,870
第4計算期間末日 (2024年 1月26日)	1,217,965,366	1,217,965,366	16,724	16,724
第5計算期間末日 (2025年 1月27日)	2,248,240,301	2,248,240,301	19,444	19,444
2024年 1月末日	1,269,808,385		17,104	
2月末日	1,509,586,048		17,877	
3月末日	1,701,607,772		18,780	
4月末日	1,754,401,953		18,590	
5月末日	1,858,225,571		18,903	
6月末日	1,984,067,056		19,377	
7月末日	2,036,074,361		19,182	
8月末日	2,142,162,103		18,744	
9月末日	2,169,999,732		18,417	
10月末日	2,152,469,397		18,792	
11月末日	2,186,816,521		18,731	
12月末日	2,272,194,214		19,673	
2025年 1月末日	2,299,785,213		19,708	

#### 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円

#### 【収益率の推移】

	収益率 ( % )
第1計算期間	17.08
第2計算期間	5.67
第3計算期間	4.02
第4計算期間	29.94
第5計算期間	16.26

( 注 ) 「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,000,000		1,000,000
第2計算期間	114,917,482	34,243,292	81,674,190
第3計算期間	384,734,375	74,038,237	392,370,328
第4計算期間	543,991,630	208,071,229	728,290,729
第5計算期間	973,058,260	545,090,995	1,156,257,994

(参考)

ジャパン ESGセレクト・リーダーズインデックスマザーファンド

投資状況

2025年 1月31日現在  
(単位：円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	日本	9,813,689,650	98.23
投資証券	日本	57,396,300	0.57
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		118,964,759	1.20
純資産総額		9,990,050,709	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2025年 1月31日現在  
(単位：円)

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	111,640,000	1.12

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

2025年 1月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	249,300	2,921.96	728,444,823	2,973.50	741,293,550	7.42
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	151,600	3,261.12	494,386,780	3,440.00	521,504,000	5.22
日本	株式	日立製作所	電気機器	112,600	3,879.77	436,863,189	3,946.00	444,319,600	4.45
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	34,000	10,805.00	367,370,000	10,930.00	371,620,000	3.72
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	90,500	3,808.09	344,632,288	3,868.00	350,054,000	3.50
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	10,900	25,805.00	281,274,500	26,205.00	285,634,500	2.86
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	58,600	4,049.19	237,282,687	4,307.00	252,390,200	2.53

日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	45,600	5,209.00	237,530,400	5,160.00	235,296,000	2.36
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	4,600	50,000.00	230,000,000	51,030.00	234,738,000	2.35
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	23,200	9,681.00	224,599,200	9,411.00	218,335,200	2.19
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	28,900	7,127.94	205,997,580	7,183.00	207,588,700	2.08
日本	株式	KDDI	情報・通信業	37,300	5,103.20	190,349,684	5,186.00	193,437,800	1.94
日本	株式	第一三共	医薬品	42,500	4,388.00	186,490,000	4,277.00	181,772,500	1.82
日本	株式	三菱重工業	機械	77,800	2,284.29	177,718,145	2,296.00	178,628,800	1.79
日本	株式	HOYA	精密機器	8,500	21,392.46	181,835,936	20,975.00	178,287,500	1.78
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	18,600	9,185.00	170,841,000	8,659.00	161,057,400	1.61
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	694,500	199.50	138,553,303	200.20	139,038,900	1.39
日本	株式	富士通	電気機器	40,200	2,805.50	112,781,100	3,018.00	121,323,600	1.21
日本	株式	ダイキン工業	機械	6,400	19,080.00	122,112,000	18,370.00	117,568,000	1.18
日本	株式	キヤノン	電気機器	22,700	4,964.95	112,704,385	5,018.00	113,908,600	1.14
日本	株式	中外製薬	医薬品	16,300	6,472.00	105,493,600	6,734.00	109,764,200	1.10
日本	株式	ファナック	電気機器	23,000	4,692.01	107,916,286	4,659.00	107,157,000	1.07
日本	株式	MS&ADインシュアラン	保険業	31,200	3,233.00	100,869,600	3,249.00	101,368,800	1.01
日本	株式	スゴミコホールディングス	機械	21,300	4,521.00	96,297,300	4,736.00	100,876,800	1.01
日本	株式	SOMP Oホールディングス	保険業	21,600	4,287.00	92,599,200	4,352.00	94,003,200	0.94
日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	27,200	3,400.00	92,480,000	3,445.00	93,704,000	0.94
日本	株式	日本電気	電気機器	6,000	12,940.00	77,640,000	15,525.00	93,150,000	0.93
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	26,500	3,529.00	93,518,500	3,501.00	92,776,500	0.93
日本	株式	オリックス	その他金融業	28,000	3,304.00	92,512,000	3,297.00	92,316,000	0.92
日本	株式	三井不動産	不動産業	64,900	1,387.54	90,051,946	1,409.50	91,476,550	0.92

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 1月31日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	鉱業	0.40
	建設業	1.87
	食料品	2.76
	繊維製品	0.44
	化学	5.50
	医薬品	4.42
	石油・石炭製品	0.52
	ゴム製品	0.78
	ガラス・土石製品	0.46
	鉄鋼	0.44
	非鉄金属	0.49
	金属製品	0.12
	機械	5.82
	電気機器	22.64
	輸送用機器	7.71

精密機器	2.20
その他製品	1.03
電気・ガス業	0.98
陸運業	1.73
海運業	0.52
空運業	0.11
情報・通信業	7.30
卸売業	3.53
小売業	4.64
銀行業	6.64
証券、商品先物取引業	1.11
保険業	4.66
その他金融業	0.98
不動産業	2.44
サービス業	5.97
小計	98.23
投資証券	0.57
合計	98.81

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なものの評価金額

2025年 1月31日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 25年03月限	賃建	4	円	110,060,000	111,640,000	1.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

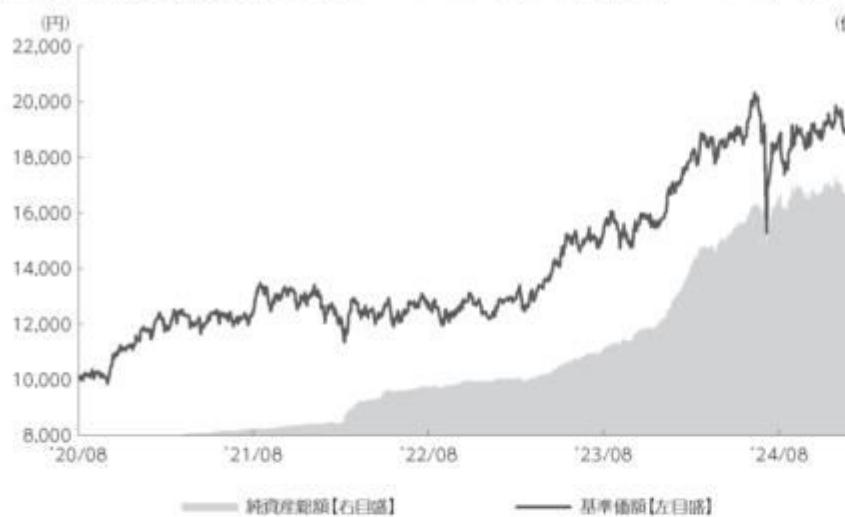
#### 参考情報



## 運用実績

2025年1月31日現在

### ■基準価額・純資産の推移 2020年8月31日(設定日)～2025年1月31日



- ・基準価額は10,000を起点として表示
- ・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■基準価額・純資産

基準価額	19,708円
純資産総額	22.9億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

### ■分配の推移

2025年1月	0円
2024年1月	0円
2023年1月	0円
2022年1月	0円
2021年1月	0円
設定来累計	0円

・分配金は1万口当たり、税引前

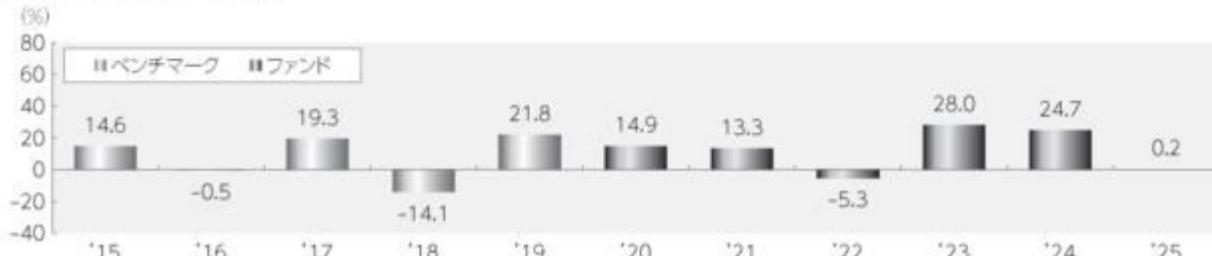
### ■主要な資産の状況

組入上位業種	比率	組入上位銘柄	業種	比率
1 電気機器	22.6%	1 トヨタ自動車	輸送用機器	7.4%
2 輸送用機器	7.7%	2 ソニーグループ	電気機器	5.2%
3 情報・通信業	7.3%	3 日立製作所	電気機器	4.4%
4 銀行業	6.6%	4 リクルートホールディングス	サービス業	3.7%
5 サービス業	6.0%	5 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.5%
6 機械	5.8%	6 東京エレクトロン	電気機器	2.9%
7 化学	5.5%	7 みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2.5%
8 保険業	4.7%	8 東京海上ホールディングス	保険業	2.4%
9 小売業	4.6%	9 ファーストリテイリング	小売業	2.3%
10 医薬品	4.4%	10 ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.2%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引（買建）	1.1%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

### ■年間收益率の推移



- ・收益率は基準価額で計算
- ・2020年は8月31日(設定日)から年末までの、2025年は年初から1月31日までの收益率を表示
- ・2019年以前はベンチマークの年間收益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 1【申込（販売）手続等】

### 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### 申込単位

1円以上1円単位

### 申込価額

取得申込受付日の基準価額

### 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### 申込価額の照会方法

申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### 申込手数料

ありません。

### 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

### 申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

### 取得申込みの受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 2【換金（解約）手続等】

### 解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### 解約単位

1口単位

### 解約価額

解約請求受付日の基準価額

### 信託財産留保額

ありません。

### 解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### 解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社  
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034  
(受付時間：営業日の9:00～17:00)  
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### 支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

### 解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

### 解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受付を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 3 【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

#### 基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

#### （資産の評価方法）

・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価

します。

・**転換社債／転換社債型新株予約権付社債**

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・**公社債等**

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・**マザーファンド**

計算日における基準価額で評価します。

・**投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）**

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・**外貨建資産**

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・**外国為替予約取引**

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・**市場デリバティブ取引**

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

**基準価額の算出頻度**

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

**基準価額の照会方法**

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

**(2)【保管】**

該当事項はありません。

**(3)【信託期間】**

無期限（2020年8月31日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。

**(4)【計算期間】**

毎年1月27日から翌年1月26日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

### ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

### 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

### ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約することにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3カ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

### 運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者

に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継せざることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継せざることがあります。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

#### 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

#### ( 1 ) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

#### ( 2 ) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

#### ( 3 ) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

### 第3 【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2024年1月27日から2025年1月27日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

### 1 【財務諸表】

**【三菱UFJ DCジャパン ESGセレクト・リーダーズインデックス】**

**( 1 ) 【貸借対照表】**

( 単位 : 円 )

	第4期 [ 2024年 1月26日現在 ]	第5期 [ 2025年 1月27日現在 ]
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
<b>コール・ローン</b>	3,300,738	8,570,836
<b>親投資信託受益証券</b>	1,217,871,107	2,248,067,535
<b>未収入金</b>	-	2,850,677
<b>未収利息</b>	-	108
<b>流動資産合計</b>	<u>1,221,171,845</u>	<u>2,259,489,156</u>
<b>資産合計</b>	<u>1,221,171,845</u>	<u>2,259,489,156</u>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
<b>未払解約金</b>	2,130,567	8,655,717
<b>未払受託者報酬</b>	98,903	238,348
<b>未払委託者報酬</b>	964,210	2,323,861
<b>その他未払費用</b>	12,799	30,929
<b>流動負債合計</b>	<u>3,206,479</u>	<u>11,248,855</u>
<b>負債合計</b>	<u>3,206,479</u>	<u>11,248,855</u>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
<b>元本</b>	728,290,729	1,156,257,994
<b>剰余金</b>		
<b>期末剰余金又は期末欠損金 ( )</b>	489,674,637	1,091,982,307
<b>( 分配準備積立金 )</b>	<u>178,187,665</u>	<u>294,108,180</u>
<b>元本等合計</b>	<u>1,217,965,366</u>	<u>2,248,240,301</u>
<b>純資産合計</b>	<u>1,217,965,366</u>	<u>2,248,240,301</u>
<b>負債純資産合計</b>	<u>1,221,171,845</u>	<u>2,259,489,156</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

	(単位：円)	
	第4期 自 2023年 1月27日 至 2024年 1月26日	第5期 自 2024年 1月27日 至 2025年 1月27日
<b>営業収益</b>		
受取利息	9	7,573
有価証券売買等損益	198,591,701	260,125,125
営業収益合計	<u>198,591,710</u>	<u>260,132,698</u>
<b>営業費用</b>		
支払利息	570	22
受託者報酬	160,977	425,911
委託者報酬	1,569,388	4,152,550
その他費用	20,806	55,249
営業費用合計	<u>1,751,741</u>	<u>4,633,732</u>
営業利益又は営業損失( )	196,839,969	255,498,966
経常利益又は経常損失( )	196,839,969	255,498,966
当期純利益又は当期純損失( )	196,839,969	255,498,966
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	30,832,357	66,628,048
期首剩余金又は期首次損金( )	112,611,587	489,674,637
剩余金増加額又は欠損金減少額	283,315,776	817,586,035
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	283,315,776	817,586,035
剩余金減少額又は欠損金増加額	72,260,338	404,149,283
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	72,260,338	404,149,283
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金( )	<u>489,674,637</u>	<u>1,091,982,307</u>

### (3) 【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年1月26日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2024年1月27日から2025年1月27日までとなっております。

#### (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

	第4期 [2024年 1月26日現在]	第5期 [2025年 1月27日現在]
1. 期首元本額	392,370,328円	728,290,729円
期中追加設定元本額	543,991,630円	973,058,260円
期中一部解約元本額	208,071,229円	545,090,995円
2. 受益権の総数	728,290,729口	1,156,257,994口

#### (損益及び剩余金計算書に関する注記)

第4期 自 2023年 1月27日 至 2024年 1月26日	第5期 自 2024年 1月27日 至 2025年 1月27日																																																												
<p>1. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>16,142,087円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>149,865,525円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>311,486,972円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>12,180,053円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>489,674,637円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>728,290,729口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>6,723円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	16,142,087円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	149,865,525円	収益調整金額	C	311,486,972円	分配準備積立金額	D	12,180,053円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	489,674,637円	当ファンドの期末残存口数	F	728,290,729口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,723円	1万口当たり分配金額	H	円	収益分配金額	I=F*H/10,000	円	<p>1. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>41,779,832円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>147,091,086円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>797,874,127円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>105,237,262円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>1,091,982,307円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,156,257,994口</td></tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>9,444円</td></tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	41,779,832円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	147,091,086円	収益調整金額	C	797,874,127円	分配準備積立金額	D	105,237,262円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,091,982,307円	当ファンドの期末残存口数	F	1,156,257,994口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,444円	1万口当たり分配金額	H	円	収益分配金額	I=F*H/10,000	円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	16,142,087円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	149,865,525円																																																											
収益調整金額	C	311,486,972円																																																											
分配準備積立金額	D	12,180,053円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	489,674,637円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	728,290,729口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,723円																																																											
1万口当たり分配金額	H	円																																																											
収益分配金額	I=F*H/10,000	円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	41,779,832円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	147,091,086円																																																											
収益調整金額	C	797,874,127円																																																											
分配準備積立金額	D	105,237,262円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,091,982,307円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,156,257,994口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,444円																																																											
1万口当たり分配金額	H	円																																																											
収益分配金額	I=F*H/10,000	円																																																											

#### (金融商品に関する注記)

##### 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第4期 自 2023年 1月27日 至 2024年 1月26日	第5期 自 2024年 1月27日 至 2025年 1月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

##### 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第4期 [ 2024年 1月26日現在 ]	第5期 [ 2025年 1月27日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左

区分	第4期 [ 2024年 1月26日現在 ]	第5期 [ 2025年 1月27日現在 ]
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第4期 [ 2024年 1月26日現在 ]	第5期 [ 2025年 1月27日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	187,122,507	226,265,469
合計	187,122,507	226,265,469

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第4期 [ 2024年 1月26日現在 ]	第5期 [ 2025年 1月27日現在 ]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6724円 (16,724円)	1.9444円 (19,444円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	ジャパンESGセレクト・リーダーズインデックス マザーファンド	1,096,778,814	2,248,067,535	
合計		1,096,778,814	2,248,067,535	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

### ジャパン ESG セレクト・リーダーズインデックススマザーファンド

#### 貸借対照表

(単位：円)

[ 2025年 1月27日現在 ]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	88,557,979
株式	9,670,926,400
投資証券	56,960,800
派生商品評価勘定	283,350
未収配当金	13,463,190
未収利息	1,121
差入委託証拠金	5,726,326
流動資産合計	<u>9,835,919,166</u>
資産合計	<u>9,835,919,166</u>
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	195,550
前受金	30,000
未払金	77,154,403
未払解約金	8,950,175
流動負債合計	<u>86,330,128</u>
負債合計	<u>86,330,128</u>
純資産の部	
元本等	
元本	4,756,602,156
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	<u>4,992,986,882</u>
元本等合計	<u>9,749,589,038</u>
純資産合計	<u>9,749,589,038</u>
負債純資産合計	<u>9,835,919,166</u>

#### 注記表

##### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

##### (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

##### (貸借対照表に関する注記)

	[2025年 1月27日現在]
1. 期首	2024年 1月27日
期首先元本額	2,427,881,731円
期中追加設定元本額	2,987,292,405円
期中一部解約元本額	658,571,980円
元本の内訳	
国内株式セレクション(ラップ向け)	2,817,981,394円
eMAXIS ジャパン ESG セレクト・リーダーズインデックス	841,841,948円

	[2025年1月27日現在]
三菱UFJ DCジャパンESGセレクト・リーダーズインデックス	1,096,778,814円
合計	4,756,602,156円
2. 受益権の総数	4,756,602,156口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年1月27日 至 2025年1月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025年1月27日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることがあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	[2025年1月27日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	764,653,015
投資証券	645,176
合計	764,007,839

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## 株式関連

[2025年1月27日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	
市場取引	株価指数先物取引			

買建	109,970,000		110,060,000	90,000
合計	109,970,000		110,060,000	90,000

## (注)時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。  
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

		[2025年1月27日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)		2.0497円 (20,497円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(単位:円)

	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1605	I N P E X	21,400	1,887.00	40,381,800	
1802	大林組	15,700	2,042.00	32,059,400	
1860	戸田建設	5,100	934.60	4,766,460	
1911	住友林業	3,700	5,334.00	19,735,800	
1925	大和ハウス工業	14,400	4,755.00	68,472,000	
1928	積水ハウス	14,500	3,658.00	53,041,000	
1969	高砂熱学工業	1,000	5,888.00	5,888,000	
2269	明治ホールディングス	5,700	3,095.00	17,641,500	
2501	サッポロホールディングス	1,500	7,145.00	10,717,500	
2502	アサヒグループホールディングス	35,000	1,665.50	58,292,500	
2503	キリンホールディングス	18,800	1,982.50	37,271,000	
2587	サントリー食品インターナショナル	3,400	4,840.00	16,456,000	
2593	伊藤園	1,300	3,447.00	4,481,100	
2801	キッコーマン	16,500	1,642.50	27,101,250	
2802	味の素	11,300	6,314.00	71,348,200	
2811	カゴメ	1,800	2,890.00	5,202,000	
2871	ニチレイ	2,600	3,975.00	10,335,000	
2897	日清食品ホールディングス	4,900	3,567.00	17,478,300	
3101	東洋紡	2,100	987.00	2,072,700	
3401	帝人	4,300	1,336.50	5,746,950	
3402	東レ	33,600	1,068.00	35,884,800	
3405	クラレ	6,900	2,339.50	16,142,550	
3407	旭化成	30,400	1,057.50	32,148,000	

4004	レゾナック・ホールディングス	4,300	3,915.00	16,834,500	
4005	住友化学	36,200	338.90	12,268,180	
4021	日産化学	3,200	4,763.00	15,241,600	
4023	クレハ	900	2,933.00	2,639,700	
4041	日本曹達	1,000	2,853.00	2,853,000	
4042	東ソー	6,300	2,082.50	13,119,750	
4061	デンカ	1,900	2,220.00	4,218,000	
4088	エア・ウォーター	4,500	1,934.00	8,703,000	
4118	カネカ	1,000	3,803.00	3,803,000	
4183	三井化学	4,100	3,400.00	13,940,000	
4186	東京応化工業	2,300	3,697.00	8,503,100	
4188	三菱ケミカルグループ	32,900	789.40	25,971,260	
4202	ダイセル	5,700	1,376.00	7,843,200	
4204	積水化学工業	9,200	2,440.00	22,448,000	
4208	U B E	2,300	2,353.00	5,411,900	
4272	日本化薬	3,300	1,293.00	4,266,900	
4452	花王	11,300	6,082.00	68,726,600	
4612	日本ペイントホールディングス	23,000	1,015.00	23,345,000	
4613	関西ペイント	3,400	2,114.00	7,187,600	
4617	中国塗料	900	2,321.00	2,088,900	
4631	D I C	1,800	3,387.00	6,096,600	
4633	サカタインクス	1,000	1,698.00	1,698,000	
4634	a r t i e n c e	900	3,090.00	2,781,000	
4901	富士フィルムホールディングス	27,200	3,400.00	92,480,000	
4911	資生堂	9,700	2,643.00	25,637,100	
4912	ライオン	6,600	1,662.00	10,969,200	
4958	長谷川香料	800	3,130.00	2,504,000	
6988	日東电工	17,100	2,820.00	48,222,000	
7970	信越ポリマー	900	1,655.00	1,489,500	
7988	ニフコ	1,900	3,734.00	7,094,600	
8113	ユニー・チャーム	27,100	1,232.00	33,387,200	
4151	協和キリン	5,900	2,324.00	13,711,600	
4503	アステラス製薬	43,900	1,518.50	66,662,150	
4507	塩野義製薬	18,300	2,307.50	42,227,250	
4519	中外製薬	16,300	6,472.00	105,493,600	
4523	エーザイ	6,100	4,676.00	28,523,600	
4568	第一三共	42,500	4,388.00	186,490,000	
5020	E N E O S ホールディングス	66,200	789.60	52,271,520	
5108	ブリヂストン	13,800	5,525.00	76,245,000	
5233	太平洋セメント	2,700	3,987.00	10,764,900	
5301	東海カーボン	4,900	885.90	4,340,910	
5332	T O T O	3,400	3,724.00	12,661,600	

5334	日本特殊陶業	3,600	5,005.00	18,018,000	
5406	神戸製鋼所	9,100	1,627.50	14,810,250	
5411	JFEホールディングス	14,000	1,788.00	25,032,000	
5471	大同特殊鋼	3,200	1,212.00	3,878,400	
5703	日本軽金属ホールディングス	1,400	1,541.00	2,157,400	
5706	三井金属鉱業	1,300	4,740.00	6,162,000	
5711	三菱マテリアル	3,000	2,471.50	7,414,500	
5713	住友金属鉱山	6,000	3,635.00	21,810,000	
5714	DOWAホールディングス	1,300	4,630.00	6,019,000	
5727	東邦チタニウム	800	1,083.00	866,400	
5741	UACJ	900	5,140.00	4,626,000	
5938	LIXIL	7,000	1,715.00	12,005,000	
6005	三浦工業	2,100	3,797.00	7,973,700	
6268	ナブテスコ	2,600	2,795.50	7,268,300	
6301	小松製作所	21,300	4,521.00	96,297,300	
6305	日立建機	2,600	3,753.00	9,757,800	
6326	クボタ	22,800	1,920.00	43,776,000	
6361	荏原製作所	11,200	2,653.00	29,713,600	
6367	ダイキン工業	6,400	19,080.00	122,112,000	
6370	栗田工業	2,500	5,488.00	13,720,000	
6383	ダイワク	7,800	3,205.00	24,999,000	
6460	セガサミーホールディングス	3,800	2,882.50	10,953,500	
7004	カナデビア	3,900	1,060.00	4,134,000	
7011	三菱重工業	77,700	2,284.50	177,505,650	
7013	IHI	3,400	8,860.00	30,124,000	
4062	イビデン	2,900	4,792.00	13,896,800	
4902	コニカミノルタ	11,000	627.10	6,898,100	
6448	プラザー工業	5,600	2,697.00	15,103,200	
6501	日立製作所	112,500	3,880.00	436,500,000	
6504	富士電機	3,300	7,962.00	26,274,600	
6645	オムロン	4,300	5,125.00	22,037,500	
6701	日本電気	6,000	12,940.00	77,640,000	
6702	富士通	40,200	2,805.50	112,781,100	
6723	ルネサスエレクトロニクス	40,800	2,118.50	86,434,800	
6724	セイコーフラッシュ	7,000	2,707.50	18,952,500	
6728	アルパック	1,100	6,078.00	6,685,800	
6752	パナソニック ホールディングス	56,600	1,519.50	86,003,700	
6753	シャープ	6,300	951.40	5,993,820	
6754	アンリツ	3,300	1,316.00	4,342,800	
6758	ソニーグループ	151,400	3,261.00	493,715,400	
6770	アルプスアルパイン	4,500	1,594.00	7,173,000	
6810	マクセル	1,000	2,019.00	2,019,000	

6841	横河電機	5,500	3,422.00	18,821,000	
6845	アズビル	11,000	1,186.00	13,046,000	
6857	アドバンテスト	18,600	9,185.00	170,841,000	
6869	シスメックス	12,200	3,009.00	36,709,800	
6923	スタンレー電気	3,000	2,635.50	7,906,500	
6925	ウシオ電機	1,800	2,105.00	3,789,000	
6954	ファナック	22,900	4,692.00	107,446,800	
6976	太陽誘電	3,000	2,277.50	6,832,500	
7751	キヤノン	22,600	4,965.00	112,209,000	
7752	リコー	12,800	1,752.50	22,432,000	
8035	東京エレクトロン	10,900	25,805.00	281,274,500	
7203	トヨタ自動車	249,000	2,922.00	727,578,000	
7272	ヤマハ発動機	22,400	1,336.50	29,937,600	
7701	島津製作所	5,700	4,455.00	25,393,500	
7731	ニコン	6,800	1,706.50	11,604,200	
7741	H O Y A	8,400	21,395.00	179,718,000	
7744	ノーリツ鋼機	400	4,960.00	1,984,000	
7780	メニコン	1,500	1,408.00	2,112,000	
7821	前田工織	1,000	1,963.00	1,963,000	
7912	大日本印刷	9,400	2,288.00	21,507,200	
7915	N I S S H A	900	1,674.00	1,506,600	
7936	アシックス	16,600	3,551.00	58,946,600	
7951	ヤマハ	9,200	1,081.00	9,945,200	
7956	ビジョン	2,800	1,476.00	4,132,800	
7966	リンテック	900	2,955.00	2,659,500	
8022	美津濃	400	8,570.00	3,428,000	
9506	東北電力	11,000	1,133.00	12,463,000	
9508	九州電力	9,800	1,370.50	13,430,900	
9519	レノバ	1,000	652.00	652,000	
9531	東京瓦斯	8,300	4,096.00	33,996,800	
9532	大阪瓦斯	8,800	3,080.00	27,104,000	
9533	東邦瓦斯	1,800	3,870.00	6,966,000	
9536	西部ガスホールディングス	600	1,696.00	1,017,600	
9003	相鉄ホールディングス	1,900	2,528.50	4,804,150	
9005	東急	12,900	1,711.00	22,071,900	
9008	京王電鉄	2,500	3,938.00	9,845,000	
9021	西日本旅客鉄道	10,700	2,787.00	29,820,900	
9024	西武ホールディングス	5,500	3,235.00	17,792,500	
9031	西日本鉄道	1,400	2,201.50	3,082,100	
9042	阪急阪神ホールディングス	5,600	3,916.00	21,929,600	
9044	南海電気鉄道	2,500	2,494.00	6,235,000	
9045	京阪ホールディングス	2,300	3,264.00	7,507,200	

9064	ヤマトホールディングス	6,100	1,923.50	11,733,350	
9065	山九	1,100	5,501.00	6,051,100	
9069	センコーグループホールディングス	2,900	1,495.00	4,335,500	
9142	九州旅客鉄道	3,400	3,689.00	12,542,600	
9143	S G ホールディングス	7,800	1,471.50	11,477,700	
9101	日本郵船	10,600	4,832.00	51,219,200	
9202	A N A ホールディングス	3,900	2,845.50	11,097,450	
3626	T I S	5,200	3,372.00	17,534,400	
3697	S H I F T	4,500	1,283.50	5,775,750	
3774	インターネットイニシアティブ	2,700	2,862.50	7,728,750	
3994	マネーフォワード	1,100	4,227.00	4,649,700	
4307	野村総合研究所	9,200	4,771.00	43,893,200	
4385	メルカリ	2,800	1,854.00	5,191,200	
4443	S a n s a n	1,700	2,385.00	4,054,500	
4478	フリー	1,100	3,120.00	3,432,000	
4689	L I N E ヤフー	69,400	447.80	31,077,320	
7518	ネットワンシステムズ	400	4,482.00	1,792,800	
8056	B I P R O G Y	1,800	4,549.00	8,188,200	
9412	スカパーＪＳＡＴホールディングス	4,000	913.00	3,652,000	
9433	K D D I	37,200	5,103.00	189,831,600	
9434	ソフトバンク	693,800	199.50	138,413,100	
9766	コナミグループ	2,400	13,825.00	33,180,000	
9984	ソフトバンクグループ	23,200	9,681.00	224,599,200	
2733	あらた	700	3,110.00	2,177,000	
2768	双日	5,500	3,193.00	17,561,500	
2784	アルフレッサ ホールディングス	4,200	2,140.50	8,990,100	
7476	アズワン	1,400	2,556.50	3,579,100	
8001	伊藤忠商事	28,800	7,128.00	205,286,400	
8002	丸紅	34,600	2,288.00	79,164,800	
8097	三愛オブリ	1,100	1,794.00	1,973,400	
8133	伊藤忠エネクス	1,300	1,549.00	2,013,700	
8136	サンリオ	4,300	5,516.00	23,718,800	
8283	P A L T A C	700	4,283.00	2,998,100	
2678	アスクル	900	1,661.00	1,494,900	
2685	アダストリア	600	3,295.00	1,977,000	
2730	エディオン	1,800	1,796.00	3,232,800	
3046	ジンズホールディングス	300	6,550.00	1,965,000	
3048	ピックカメラ	2,300	1,631.50	3,752,450	
3086	J . フロント リテイリング	5,900	2,079.50	12,269,050	
3088	マツキヨココカラ & カンパニー	8,100	2,320.00	18,792,000	
3092	Z O Z O	3,300	4,951.00	16,338,300	
3099	三越伊勢丹ホールディングス	8,000	2,588.50	20,708,000	

3222	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	1,900	773.00	1,468,700	
7512	イオン北海道	1,000	885.00	885,000	
7532	パン・パシフィック・インターナショナルホール	9,200	4,119.00	37,894,800	
7649	スギホールディングス	2,500	2,630.00	6,575,000	
8174	日本瓦斯	2,500	2,175.00	5,437,500	
8219	青山商事	1,000	2,172.00	2,172,000	
8252	丸井グループ	4,000	2,586.00	10,344,000	
8267	イオン	15,900	3,682.00	58,543,800	
8273	イズミ	800	3,045.00	2,436,000	
8279	ヤオコー	500	9,020.00	4,510,000	
8282	ケーズホールディングス	3,500	1,410.50	4,936,750	
9831	ヤマダホールディングス	12,900	447.20	5,768,880	
9983	ファーストリテイリング	4,600	50,000.00	230,000,000	
8309	三井住友トラストグループ	15,700	3,788.00	59,471,600	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	90,400	3,808.00	344,243,200	
8411	みずほフィナンシャルグループ	58,500	4,049.00	236,866,500	
8601	大和証券グループ本社	32,400	1,047.00	33,922,800	
8604	野村ホールディングス	72,900	986.00	71,879,400	
8630	SOMP Oホールディングス	21,600	4,287.00	92,599,200	
8725	M S & A D インシュアランスグループホール	31,200	3,233.00	100,869,600	
8766	東京海上ホールディングス	45,600	5,209.00	237,530,400	
8795	T & D ホールディングス	11,900	2,889.00	34,379,100	
8439	東京センチュリー	3,600	1,479.00	5,324,400	
8591	オリックス	28,000	3,304.00	92,512,000	
3003	ヒューリック	11,200	1,400.00	15,680,000	
3288	オープンハウスグループ	1,900	5,114.00	9,716,600	
3289	東急不動産ホールディングス	14,000	984.30	13,780,200	
8801	三井不動産	64,800	1,387.50	89,910,000	
8802	三菱地所	26,200	2,241.00	58,714,200	
8803	平和不動産	500	4,545.00	2,272,500	
8804	東京建物	4,600	2,368.00	10,892,800	
8830	住友不動産	7,500	5,132.00	38,490,000	
2121	MIXI	900	3,155.00	2,839,500	
2124	ジェイエイシリクルートメント	1,600	698.00	1,116,800	
2181	パーソルホールディングス	42,400	231.00	9,794,400	
4544	H.U.グループホールディングス	1,300	2,621.00	3,407,300	
4661	オリエンタルランド	26,500	3,529.00	93,518,500	
4681	リゾートトラスト	2,000	3,102.00	6,204,000	
4694	ビー・エム・エル	600	2,912.00	1,747,200	
4732	ユー・エス・エス	10,000	1,378.00	13,780,000	

4755	楽天グループ	36,500	947.10	34,569,150	
6098	リクルートホールディングス	34,000	10,805.00	367,370,000	
6200	インソース	1,100	1,108.00	1,218,800	
7085	カーブスホールディングス	1,300	726.00	943,800	
9729	トーカイ	500	2,182.00	1,091,000	
9735	セコム	10,200	5,294.00	53,998,800	
合 計		3,738,200		9,670,926,400	

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	森ヒルズリート投資法人	37	4,643,500	
	積水ハウス・リート投資法人	106	8,374,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	155	16,848,500	
	オリックス不動産投資法人	64	10,841,600	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	71	10,579,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	21	5,674,200	
合計		454	56,960,800	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

### 【三菱UFJ DCジャパン ESGセレクト・リーダーズインデックス】

#### 【純資産額計算書】

2025年 1月31日現在  
(単位：円)

資産総額	2,300,486,931
負債総額	701,718
純資産総額（ - ）	2,299,785,213
発行済口数	1,166,915,004口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.9708
(10,000口当たり)	(19,708)

(参考)

### ジャパン ESGセレクト・リーダーズインデックススマザーファンド

#### 純資産額計算書

2025年 1月31日現在  
(単位：円)

資産総額	9,992,730,504
負債総額	2,679,795
純資産総額（ - ）	9,990,050,709
発行済口数	4,808,507,709口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.0776
(10,000口当たり)	(20,776)

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 講渡制限の内容

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### （5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### （6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1)資本金の額等

2025年1月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

###### (2)委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、  
で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

###### 管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

###### ファンドに係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2025年1月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	800	40,735,769
追加型公社債投資信託	16	1,568,862
単位型株式投資信託	86	377,313
単位型公社債投資信託	44	111,460
合計	946	42,793,405

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

## 3 【委託会社等の経理状況】

### （1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条及び第306条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、従来、千円未満の端数を切り捨てて表示しておりましたが、当中間会計期間より百万円未満の端数を切り捨てて表示することに変更しました。

### （2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度に係る中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

### （1）【貸借対照表】

(単位：千円)

第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
------------------------	------------------------

**(資産の部)**

**流動資産**

現金及び預金	2	51,733,041	2	58,206,340
有価証券		1,579,691		15,283
前払費用		770,747		679,199
未収入金		81,854		138,388
未収委託者報酬		16,753,855		21,064,747
未収収益	2	688,142	2	1,485,701
金銭の信託		10,400,000		10,500,500
その他		745,576		371,400
<b>流動資産合計</b>		<b>82,752,908</b>		<b>92,461,561</b>

**固定資産**

**有形固定資産**

建物	1	181,551	1	2,936,036
器具備品	1	730,357	1	1,531,857
土地		628,433		628,433
建設仮勘定		1,111,177		45,140
<b>有形固定資産合計</b>		<b>2,651,520</b>		<b>5,141,467</b>

**無形固定資産**

電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		4,183,644		5,008,987
ソフトウェア仮勘定		1,907,739		1,587,548
<b>無形固定資産合計</b>		<b>6,107,206</b>		<b>6,612,357</b>

**投資その他の資産**

投資有価証券		12,022,365		13,788,071
関係会社株式		159,536		159,536
投資不動産	1	807,066	1	1,788,120
長期差入保証金		689,492		689,867
前払年金費用		118,832		47,573
繰延税金資産		1,675,132		1,088,836
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
<b>投資その他の資産合計</b>		<b>15,494,056</b>		<b>17,583,636</b>
<b>固定資産合計</b>		<b>24,252,782</b>		<b>29,337,461</b>
<b>資産合計</b>		<b>107,005,691</b>		<b>121,799,022</b>

(単位：千円)

第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
------------------------	------------------------

**(負債の部)**

**流動負債**

預り金		507,559		807,451
未払金				
未払収益分配金		114,094		105,550
未払償還金		7,418		43,553
未払手数料	2	6,139,595	2	7,523,485
その他未払金	2	955,697	2	885,002
未払費用	2	5,778,896	2	8,611,140
未払消費税等		439,657		623,219
未払法人税等		2,375,281		2,235,007

賞与引当金	849,840	1,182,242
役員賞与引当金	154,872	175,992
その他	5,517	12,303
流動負債合計	17,328,431	22,204,949

#### 固定負債

退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
役員退職慰労引当金	75,667	30,105
時効後支払損引当金	254,296	250,350
資産除去債務	-	1,428,586
その他	-	29,109
固定負債合計	1,663,846	3,346,253
負債合計	18,992,277	25,551,202

#### (純資産の部)

株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	33,267,700	40,236,787
利益剰余金合計	40,608,289	47,577,377
株主資本合計	87,341,133	94,310,221

(単位 : 千円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	672,279	1,937,598
評価・換算差額等合計	672,279	1,937,598
純資産合計	88,013,413	96,247,820
負債純資産合計	107,005,691	121,799,022

#### (2) 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日 )	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日 )
営業収益		
委託者報酬	84,121,445	98,635,342
投資顧問料	2,750,601	3,117,320
その他営業収益	10,412	148,442
営業収益合計	86,882,459	101,901,104

**営業費用**

支払手数料	4	31,461,274	4	34,494,219
広告宣伝費		798,894		593,586
公告費		375		1,017
調査費				
調査費		2,849,042		3,537,103
委託調査費		19,236,505		27,296,058
事務委託費		1,751,807		1,861,577
営業雑経費				
通信費		113,480		137,737
印刷費		367,379		390,143
協会費		58,128		68,869
諸会費		18,447		20,108
事務機器関連費		2,238,382		2,531,009
その他営業雑経費		-		139,012
営業費用合計		58,893,717		71,070,444
一般管理費				
給料				
役員報酬		416,461		400,592
給料・手当		6,565,766		7,202,711
賞与引当金繰入		849,840		1,182,242
役員賞与引当金繰入		154,872		175,992
福利厚生費		1,279,885		1,424,215
交際費		8,942		10,054
旅費交通費		75,274		108,782
租税公課		403,955		397,138
不動産賃借料		719,707		728,550
退職給付費用		388,176		381,449
固定資産減価償却費		2,418,341		2,469,755
諸経費		444,313		490,104
一般管理費合計		13,725,534		14,971,590
営業利益		14,263,207		15,859,070

(単位 : 千円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
<b>営業外収益</b>				
受取配当金		47,353		54,618
受取利息	4	10,279	4	12,836
投資有価証券償還益		609,102		204,527
収益分配金等時効完成分		94,351		17,722
受取賃貸料	4	65,808	4	162,111
その他		36,894		44,734
<b>営業外収益合計</b>		863,788		496,550
<b>営業外費用</b>				
投資有価証券償還損		32,995		234,700
時効後支払損引当金繰入		31,951		-
事務過誤費		2,680		10,822

貯蔵関連費用	14,262		108,773
その他	32,394		25,903
営業外費用合計	114,284		380,199
経常利益	15,012,711		15,975,421
特別利益			
投資有価証券売却益	387,113		464,927
固定資産売却益	-	1	16,229
資産除去債務履行差額	-		87,050
特別利益合計	387,113		568,207
特別損失			
投資有価証券売却損	15,828		57,011
投資有価証券評価損	104,554		31,651
固定資産除却損	32,791	3	20,246
固定資産売却損	-	2	65,427
減損損失	315,350		-
企業結合関連費用	-	6	1,187,136
特別損失合計	468,524		1,361,473
税引前当期純利益	14,931,300		15,182,154
法人税、住民税及び事業税	4,860,444	4	4,542,085
法人税等調整額	271,471		102,468
法人税等合計	4,588,973		4,644,553
当期純利益	10,342,327		10,537,601

( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計	
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932	
当期変動額						
剰余金の配当			6,075,125	6,075,125	6,075,125	

当期純利益			10,342,327	10,342,327	10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			4,267,201	4,267,201	4,267,201
当期末残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剰余金の配当			6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	954,495	954,495	954,495
当期変動額合計	954,495	954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金					株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133		
当期変動額							
企業結合による増加			1,602,526	1,602,526	1,602,526		
剰余金の配当			5,171,039	5,171,039	5,171,039		
当期純利益			10,537,601	10,537,601	10,537,601		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計			6,969,087	6,969,087	6,969,087		

当期末残高	342,589	6,998,000	40,236,787	47,577,377	94,310,221
-------	---------	-----------	------------	------------	------------

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672,279	672,279	88,013,413
当期変動額			
企業結合による増加			1,602,526
剰余金の配当			5,171,039
当期純利益			10,537,601
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,265,319	1,265,319	1,265,319
当期変動額合計	1,265,319	1,265,319	8,234,406
当期末残高	1,937,598	1,937,598	96,247,820

#### [注記事項]

##### (重要な会計方針)

###### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

###### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

###### 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

###### 3. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～50年

###### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

###### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

###### 5. 引当金の計上基準

###### (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

**(3) 役員賞与引当金**

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

**(4) 退職給付引当金**

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

**退職給付見込額の期間帰属方法**

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

**数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法**

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

**(5) 役員退職慰労引当金**

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

**(6) 時効後支払損引当金**

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

**6. 収益及び費用の計上基準**

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

**(1) 委託者報酬**

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

**(2) 投資顧問料**

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

**7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項**

**グループ通算制度の適用**

グループ通算制度を適用しております。

**（貸借対照表関係）**

**1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額**

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	1,006,606千円	498,805千円
器具備品	1,985,072千円	1,643,689千円
投資不動産	163,978千円	211,090千円

**2. 関係会社に対する主な資産・負債**

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
預金	40,165,058千円	39,776,992千円
未収収益	15,046千円	12,312千円
未払手数料	790,279千円	886,173千円
その他未払金	77,007千円	105,407千円
未払費用	277,358千円	599,493千円

**（損益計算書関係）**

**1. 固定資産売却益の内訳**

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
器具備品	-	16,229千円
計	-	16,229千円

**2. 固定資産売却損の内訳**

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
器具備品	-	65,427千円
計	-	65,427千円

**3. 固定資産除却損の内訳**

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物	1,047千円	15,825千円
器具備品	29,762千円	3,986千円
ソフトウェア	1,981千円	434千円
計	32,791千円	20,246千円

**4. 関係会社に対する主な取引**

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
支払手数料	4,893,312千円	5,006,309千円
受取利息	10,236千円	12,747千円
受取賃貸料	68,168千円	152,876千円
法人税、住民税及び事業税	3,947,200千円	132,303千円

**5. 減損損失**

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区（本社）	ホームページ	ソフトウェア	315,350千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。

ホームページのリニューアルに伴い、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれたため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当事業年度については、該当事項はありません。

**6. 企業結合関連費用**

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

前事業年度については、該当事項はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などあります。

( 株主資本等変動計算書関係 )

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	6,075,125千円
1株当たり配当額	28,713円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	5,171,039千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	24,440円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月29日

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	5,171,039千円
1株当たり配当額	24,440円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	45,747,620千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

( リース取引関係 )

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
1年内	962,809千円	681,212千円
1年超	1,532,728千円	851,515千円
合計	2,495,537千円	1,532,728千円

#### (金融商品関係)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

###### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

##### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

##### 第38期(2023年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	1,579,691	1,579,691	-
(2) 金銭の信託	10,400,000	10,400,000	-
(3) 投資有価証券	12,022,365	12,022,365	-
資産計	24,002,056	24,002,056	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

##### 第38期(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,733,041	-	-	-
金銭の信託	10,400,000	-	-	-
未収委託者報酬	16,753,855	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	-
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	-

##### 第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	15,283	15,283	-
(2) 金銭の信託	10,500,500	10,500,500	-
(3) 投資有価証券	13,788,071	13,788,071	-
資産計	24,303,855	24,303,855	-

- (注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 市場価格のない株式等  
関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。
- (注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
- (注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206,340	-	-	-
金銭の信託	10,500,500	-	-	-
未収委託者報酬	21,064,747	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15,283	5,351,373	347,505	11,696
合計	89,786,871	5,351,373	347,505	11,696

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：  
観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：  
観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：  
観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	1,579,691	-	1,579,691
金銭の信託	-	10,400,000	-	10,400,000
投資有価証券	1,794,704	10,227,661	-	12,022,365
資産計	1,794,704	22,207,352	-	24,002,056

### (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

#### 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	15,283	-	15,283
金銭の信託	-	10,500,500	-	10,500,500
投資有価証券	2,014,968	11,773,103	-	13,788,071
資産計	2,014,968	22,288,887	-	24,303,855

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第38期(2023年3月31日現在)及び第39期(2024年3月31日現在)

関連会社株式(貸借対照表計上額は159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第38期(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	15,018,343	15,474,760	456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,400,000千円、取得原価は10,400,000千円)を含めております。

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,364,277	14,269,984	3,094,293
	小計	17,364,277	14,269,984	3,094,293
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,939,577	7,241,136	301,559
	小計	6,939,577	7,241,136	301,559
合計		24,303,855	21,511,121	2,792,733

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,500,500千円、取得原価は

10,500,000千円)を含めてあります。

### 3. 売却したその他有価証券

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	17,240	-	14,120
債券	-	-	-
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,750,272	464,927	57,011
合計	3,750,272	464,927	57,011

### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について104,554千円(その他有価証券のその他104,554千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について31,651千円(その他有価証券のその他31,651千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

### (退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

#### 2. 確定給付制度

##### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	第38期		第39期	
	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	千円	千円	千円	千円
勤務費用	196,190		182,947	
利息費用	25,925		39,626	
数理計算上の差異の発生額	186,130		79,379	
退職給付の支払額	176,727		300,286	
過去勤務費用の発生額	-		-	
企業結合による影響額	-		226,499	
退職給付債務の期末残高	3,582,778		3,652,185	

##### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	第38期		第39期	
	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	千円	千円	千円	千円
期待運用収益	46,453		43,626	
数理計算上の差異の発生額	103,934		227,699	

<b>事業主からの拠出額</b>	-	-
退職給付の支払額	100,694	204,536
年金資産の期末残高	2,425,752	2,492,542

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,468,195 千円	2,250,427 千円
年金資産	2,425,752	2,492,542
	42,442	242,114
非積立型制度の退職給付債 務	1,114,583	1,401,758
未積立退職給付債務	1,157,025	1,159,643
未認識数理計算上の差異	281,343	558,841
未認識過去勤務費用	223,319	157,957
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	1,215,049	1,560,527
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
前払年金費用	118,832	47,573
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	1,215,049	1,560,527

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日 )	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日 )
勤務費用	196,190 千円	182,947 千円
利息費用	25,925	39,626
期待運用収益	46,453	43,626
数理計算上の差異の 費用処理額	6,532	29,581
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
退職給付制度の統合に係る 調整額	-	34,505
その他	1,600	2,196
確定給付制度に係る 退職給付費用	236,091	251,429

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
債券	63.6 %	62.0 %
株式	34.2	35.9
その他	2.2	2.1
合計	100	100

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産

を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

#### (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

##### 主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.066 ~ 1.13%	1.39 ~ 1.41%
長期期待運用收益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度152,084千円、当事業年度164,524千円であります。

#### (税効果会計関係)

##### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
<b>繰延税金資産</b>		
減損損失	499,742千円	389,750千円
投資有価証券評価損	47,876	30,021
未払事業税	169,997	126,161
賞与引当金	260,221	362,002
役員賞与引当金	29,828	33,564
役員退職慰労引当金	23,169	9,218
退職給付引当金	408,434	492,400
減価償却超過額	227,100	199,986
差入保証金	52,869	-
資産除去債務	-	16,900
時効後支払損引当金	77,865	76,657
その他	212,315	227,182
<b>繰延税金資産 小計</b>	<b>2,009,420</b>	<b>1,963,847</b>
<b>評価性引当額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>繰延税金資産 合計</b>	<b>2,009,420</b>	<b>1,963,847</b>
<b>繰延税金負債</b>		
前払年金費用	36,386	14,567
その他有価証券評価差額金	296,702	855,135
その他	1,199	5,308
<b>繰延税金負債 合計</b>	<b>334,288</b>	<b>875,010</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>1,675,132</b>	<b>1,088,836</b>

##### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第38期(2023年3月31日現在)及び第39期(2024年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

##### 3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

#### (企業結合等関係)

当社は、2023年7月31日開催の取締役会において、三菱UFJ不動産投資顧問株式会社(旧商号：MU投資顧問株式会社)と吸收分割契約を締結することを決議し、同日、吸收分割の効力発生日を2023年10月1日とする吸收分割契約を締結いたしました。本吸收分割契約に基づき、当社と三菱UFJ不動産投資顧問株式会社は、2023年10月1日付で吸收分割を実施いたしました。

なお、2023年10月1日付で当社は「三菱UFJアセットマネジメント株式会社」へ商号変更しました。

## 1. 取引の概要

### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 三菱UFJ不動産投資顧問株式会社  
事業の内容 投資顧問業、私募投資信託の設定・運用等

### (2) 企業結合日

2023年10月1日

### (3) 企業結合の法的形式

当社と兄弟会社である三菱UFJ不動産投資顧問株式会社を吸收分割会社、当社を吸收分割承継会社とする無対価吸收分割

### (4) 結合後企業の名称

分割会社：三菱UFJ不動産投資顧問株式会社  
承継会社：三菱UFJアセットマネジメント株式会社

### (5) 企業結合を行った主な理由

法人投資家の運用ニーズが拡大しており、両社で取り組みを強化している法人投資家ビジネスにかかる運用・営業等の関連機能を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に統合することで、リソースやノウハウの集約を通じた運用機能等の強化を図ってまいります。

## 2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号2019年1月16日）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）」に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

## （資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### 1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

### 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
期首残高	-	-
有形固定資産の取得に伴う増加	-	1,420,750千円
時の経過による調整額	-	7,835千円
期末残高	-	1,428,586千円

## （収益認識関係）

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期（自2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
親会社	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有間接100.0%	連結納税等	連結納税等に伴う支払(注1)	3,947,200千円	その他未払金	77,007千円
親会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2) 投資助言料(注3)	4,893,312千円 463,416千円	未払手数料 未払費用	790,279千円 253,093千円

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
----	--------	-----	-----	-------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通算 制度に伴う通 算税効果額 (注4)	132,303 千円	その他未払金	105,407 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等  投資の助言  役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)  投資助言料 (注3)	5,006,309 千円  463,831 千円	未払手数料  未払費用	886,173 千円  260,800 千円

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。
- 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- 4. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
- 5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

#### (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の 親会社 を持 つ会 社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	4,052,979 千円	未払手数料	868,785 千円
同一の 親会社 を持 つ会 社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	6,661,991 千円	未払手数料	1,218,051 千円

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
----	------------	-----	-----	-----------	----------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	株三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,354,007千円	未払手数料	1,028,586千円
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,493,449千円	未払手数料	1,449,414千円

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

#### 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

#### (1株当たり情報)

		第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額		415,979.76円	454,898.22円
1株当たり当期純利益金額		48,881.17円	49,804.10円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額(千円)		10,342,327	10,537,601
普通株主に帰属しない金額(千円)		-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)		10,342,327	10,537,601
普通株式の期中平均株式数(株)		211,581	211,581

#### 中間財務諸表

##### (1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

第40期中間会計期間  
(2024年9月30日現在)

(資産の部)  
流動資産

現金及び預金		28,443
有価証券		7
前払費用		812
未収入金		145
未収委託者報酬		23,384
未収収益		1,003
金銭の信託		1,999
その他		324
流動資産合計		56,120

## 固定資産

有形固定資産		
建物	1	2,853
器具備品	1	1,306
土地		628
建設仮勘定		193
有形固定資産合計		4,981
無形固定資産		
ソフトウェア		3,983
ソフトウェア仮勘定		1,356
無形固定資産合計		5,340
投資その他の資産		
投資有価証券		12,099
関係会社株式		159
投資不動産	1	1,750
長期差入保証金		690
前払年金費用		14
繰延税金資産		1,692
その他		45
貸倒引当金		23
投資その他の資産合計		16,428
固定資産合計		26,750
資産合計		82,871

(単位：百万円)

第40期中間会計期間

(2024年9月30日現在)

## (負債の部)

流動負債		
預り金		943
未払金		
未払収益分配金		114
未払償還金		151
未払手数料		8,340
その他未払金		679
未払費用		8,675
未払消費税等	2	845
未払法人税等		2,907
賞与引当金		1,176
役員賞与引当金		115
その他		9
流動負債合計		23,958

## 固定負債

退職給付引当金	1,644
---------	-------

役員退職慰労引当金	25
時効後支払損引当金	249
資産除去債務	1,436
その他	29
固定負債合計	3,384
負債合計	27,343

(純資産の部)

株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	
資本準備金	3,572
その他資本剰余金	41,160
資本剰余金合計	44,732
利益剰余金	
利益準備金	342
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	6,910
利益剰余金合計	7,253
株主資本合計	53,986

(単位：百万円)

第40期中間会計期間  
(2024年9月30日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,542
評価・換算差額等合計	1,542
純資産合計	55,528
負債純資産合計	82,871

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第40期中間会計期間  
(自 2024年4月1日  
至 2024年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	56,145
投資顧問料	1,713
その他営業収益	2
営業収益合計	57,862
営業費用	
支払手数料	19,522
広告宣伝費	203
公告費	0
調査費	
調査費	2,206
委託調査費	15,946
事務委託費	1,042
営業雑経費	
通信費	80
印刷費	215
協会費	41
諸会費	11
事務機器関連費	1,405
営業費用合計	40,676

一般管理費	
給料	
役員報酬	232
給料・手当	3,459
賞与引当金繰入	1,089
役員賞与引当金繰入	115
福利厚生費	725
交際費	4
旅費交通費	60
租税公課	281
不動産賃借料	325
退職給付費用	189
固定資産減価償却費	1
諸経費	1,218
一般管理費合計	524
營業利益	8,224
	8,960

(単位：百万円)

第40期中間会計期間

(自 2024年4月1日  
至 2024年9月30日)

營業外収益	
受取配当金	49
受取利息	4
投資有価証券償還益	22
収益分配金等時効完成分	3
受取賃貸料	112
その他	3
營業外収益合計	195
營業外費用	
投資有価証券償却損	6
時効後支払損引当金繰入	19
事務過誤費	7
賃貸関連費用	1
その他	94
營業外費用合計	10
経常利益	137
特別利益	9,017
投資有価証券売却益	497
特別利益合計	497
特別損失	
投資有価証券売却損	58
固定資産除却損	18
固定資産売却損	3
減損損失	2
事業譲渡関連損失	1,306
特別損失合計	285
税引前中間純利益	1,672
法人税、住民税及び事業税	7,842
法人税等調整額	2,847
法人税等合計	428
中間純利益	2,418
	5,423

(3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計				
当中間期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310	
当中間期変動額						
剰余金の配当			45,747	45,747	45,747	
中間純利益			5,423	5,423	5,423	
別途積立金の取崩		6,998	6,998			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計		6,998	33,326	40,324	40,324	
当中間期末残高	342		6,910	7,253	53,986	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当中間期変動額			
剰余金の配当			45,747
中間純利益			5,423
別途積立金の取崩			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	395	395	395
当中間期変動額合計	395	395	40,719
当中間期末残高	1,542	1,542	55,528

### [重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 3年～20年

投資不動産 3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

## 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

### グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

## [注記事項]

### (中間貸借対照表関係)

#### 1 減価償却累計額

第40期中間会計期間 (2024年9月30日現在)	
建物	590百万円
器具備品	1,894百万円
投資不動産	249百万円

#### 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

### (中間損益計算書関係)

#### 1 減価償却実施額

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
有形固定資産	331百万円
無形固定資産	886百万円
投資不動産	38百万円

#### 2 減損損失

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区(本社)	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。

現行のソフトウェアについて将来の利用終了が見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

### (中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	45,747百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

### (リース取引関係)

第40期中間会計期間(2024年9月30日現在)

#### 借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	681百万円
1年超	510百万円
合計	1,192百万円

### (金融商品関係)

第40期中間会計期間(2024年9月30日現在)

#### 1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれてありません((注2)参照)。

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 有価証券	7	7	-
(2) 金銭の信託	1,999	1,999	-
(3) 投資有価証券	12,099	12,099	-
資産計	14,106	14,106	-

(注1)「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式(中間貸借対照表計上額 159百万円)は、市場価格がないため、記載していません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが

それぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	7	-	7
金銭の信託	-	1,999	-	1,999
投資有価証券	2,686	9,412	-	12,099
資産計	2,686	11,419	-	14,106

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

#### 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### (有価証券関係)

第40期中間会計期間（2024年9月30日現在）

##### 1. 子会社及び関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 159百万円）は、市場価格がないため、記載していません。

##### 2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	10,113	7,534	2,578
	小計	10,113	7,534	2,578
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,993	4,349	355
	小計	3,993	4,349	355
合計		14,106	11,883	2,222

(注) 「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額1,999百万円、取得価額2,000百万円）を含めております。

#### (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

第40期中間会計期間

(自 2024年4月1日

至 2024年9月30日)

期首残高	1,428百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	7百万円
中間期末残高	1,436百万円

#### (収益認識関係)

### 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

### （セグメント情報等）

#### [セグメント情報]

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

#### （1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第40期中間会計期間 (2024年9月30日現在)	
1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	262,445.12円
純資産の部の合計額（百万円）	55,528
普通株式に係る中間期末の純資産額（百万円）	55,528
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	25,633.62円
中間純利益金額（百万円）	5,423
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る中間純利益金額（百万円）	5,423
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5 【その他】

### 定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### 訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2024年9月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
日本生命保険相互会社	1,450,000 百万円	生命保険業務を営んでいます。

日本生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額を記載しております。

### 2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

### 3【資本関係】

該当ありません。(2025年1月末現在)

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

## 第3【その他】

- ( 1 ) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することができます。
- ( 2 ) 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要な内容を記載することができます。  
・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。  
・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。  
・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。  
・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。  
・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。  
・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）  
・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。
- ( 3 ) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- ( 4 ) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることあります。
- ( 5 ) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することができます。
- ( 6 ) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- ( 7 ) 目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することができます。

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行  
行社員 山田信之

指定有限責任社員  
業務執行  
行社員 田嶋大士

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年4月2日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ DCジャパンESGセレクト・リーダーズインデックスの2024年1月27日から2025年1月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ DCジャパンESGセレクト・リーダーズインデックスの2025年1月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年12月3日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 鶴見将史

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 田嶋大士

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。